

太田市監査委員告示第 2 号

監 査 結 果 報 告

令和 7 年 1 月 26 日付けで請求のあった太田市職員措置請求について監査の結果を決定したので、地方自治法第 242 条第 5 項の規定により別紙のとおり公表する。

令和 8 年 1 月 21 日

太田市監査委員 長瀬 裕一

太田市監査委員 矢部 伸幸

太田市職員措置請求監査決定書

第1 請求人

住所 太田市〇〇町〇〇

氏名 〇〇 〇〇

第2 請求の要旨

本件請求の要旨は、次のとおりである。なお、原文をそのまま掲載した。

また、事実証明書(添付資料1～5)、追加の事実証明書(添付資料1～3)及び補正書については、省略した。

1. 請求の要旨

地方財政法では「地方公共団体の財産は常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」(第8条)として、管理と運用の原則を定めている。

太田市〇〇町〇〇番地に隣接する法定外公共物(道路)を耕作・不法投棄し、一般人の通行の用を不可能にして占有(不法占拠)している。

本件は公有財産であり市所有の道路を一私人に占有(不法占拠)と使用収益をさせ放置していることは違法かつ不当に管理を怠っていることとなる。

よって、監査委員は市長に対し、この法定外公共物(道路)を明け渡すよう占有(不法占拠)者に命じるとともに、これに応じない場合は市がしかるべき措置を講じるとともに早期の官民境界の確定を勧告するよう求める。

法定外道路の管理を怠っている内容

(1) 太田市〇〇町〇〇番地に隣接する法定外公共物(道路)を占有(不法占拠)しているのは、太田市〇〇町〇〇番地の土地所有者である。

(2) 太田市〇〇町〇〇番地に隣接する法定外公共物(道路)を占有(不法占拠)していることから

①平成27年(2015年)6月24日、〇〇道路整備課長

②令和5年(2023年)10月3日、〇〇道路整備課長

③令和7年(2025年)5月7日、〇〇都市計画部長

以上、3名の担当部課長に法定外公共物(道路)の原状回復をし、官民境界を確定するよう市に度々、訴えてきている。

(3) それにも拘わらず太田市長はこの不法占拠者に対し一度も文書による指導・勧告等行わず、太田市所有の道路を適正に管理すべきところ、これを怠って不法占拠者に不法占拠を継続させたままにしている。

適正な管理を怠り不法占拠を放置していることは許されない。

事実証明書（添付資料）

- 1 道路の公図（平成28年3月23日 前橋地方法務局太田支局）
- 2 赤道の公図（平成28年3月23日 前橋地方法務局太田支局）
- 3 写真撮影報告書（道路の耕作：A-B間）（平成27年4月29日撮影）
- 4 写真撮影報告書（道路の耕作：A-C間）（平成27年4月29日撮影）
- 5 写真撮影報告書（道路への不法投棄：A-B間）（令和6年4月20日撮影）

追加の事実証明書（添付資料）

- 1 道路の公図（令和7年11月27日 前橋地方法務局太田支局）
- 2- (1) 写真撮影報告書（道路の耕作：①-②間）（令和7年11月27日撮影）
- 2- (2) 写真撮影報告書（道路の耕作：A-B間）（令和7年11月27日撮影）
- 2- (3) 写真撮影報告書（道路の耕作：A-B間）（令和7年11月27日撮影）
- 2- (4) 写真撮影報告書（道路の耕作：A-C間）（令和7年11月27日撮影）
- 3 写真撮影報告書（道路への不法投棄：A-B間）（令和7年11月27日撮影）

補正書（令和7年12月9日收受）

- ・請求の要旨中「都市計画部長」を「都市政策部長」と訂正する。

第3 請求の受理

本件請求は令和7年11月26日に提起され、地方自治法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、同年12月3日にこれを受理した。

第4 監査の執行

1 監査の期間

令和7年11月26日から令和8年1月21日まで

2 監査対象事項

請求書の要旨を検討し、当該法定外公共物（道路）の管理が地方自治法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」に当たるか否かを監査対象事項とした。

3 監査対象部局

都市政策部道路整備課

4 請求人の陳述及び証拠提出

地方自治法第242条第7項の規定により、令和7年12月24日に請求人に陳述の機会を与えたところ、請求人が出席し陳述がなされた。請求の要旨の補足事項として述べられた内容の要旨は、以下のとおりである。なお、新たな証拠の提出はなかった。

（1）補足事項

ア 赤道について

赤道とは、道路法の適用は受けないが、一般公衆が通行できる道であり、現在、太田市で所有し管理する道である。「太田市公共物使用審査基準」の中の「法定外道路整備」の項目では、「形状を変化させたりしてはならない」「公共物は周辺の市民が自由に出入りできなければならない」と規定されている。

イ 國土調査について

國土調査とは、一筆ごとの土地に関する所有者や地番、地目を記載するとともに、その土地の境界を明確にするものである。監査請求をした赤道の周辺では、昭和52年末から昭和53年始めの2か月間にわたって当時の関係者による立会いが行われた。

昭和55年には閲覧が行われ、昭和57年1月に登記されている。

ウ 市のマネージャーの対応について

平成27年以来、監査請求をした赤道に係る問題点について何度も訴えてきたが、約束したことも含めて市は何も対応してくれず、何の問題解決もしていない。太田市の係長も課長も部長も問題を放置し、何もしてくれない。

5 関係職員の内容聴取及び資料提出

令和7年12月3日付けで太田市長（以下「市長」という。）あてに弁明書及び監査資料の提出依頼を通知したところ、令和7年12月15日までに市長から弁明書及び監査資料が提出された。弁明書等の内容をもとに、令和7年12月24日に上記3の監査対象部局の所属職員（課長及び係長）から内容聴取を行った。以下に弁明書の内容を原文のまま掲載した。

なお、監査対象部局に対し、次の2点についての弁明を求めた。

弁明の対象（請求の要旨）

- （1）太田市〇〇町〇〇番地に隣接する法定外公共物（道路）が占有されていること
- （2）法定外公共物（道路）の不法占拠に対しての管理状況

弁明書

審査請求人が令和7年11月26日付けで提起された審査請求に関し、次のとおり弁明します。

記

第1 弁明の趣旨

「本件請求は棄却する」との裁決答申を求める。

第2 請求事実の認否

1. 請求の要旨（1）については、否認する。
2. 請求の要旨（2）については、否認する。

第3 弁明の理由

（1）当該地及び法定外公共物（道路）が占有されている件について

法定外公共物は平成17年4月1日に国から譲与されている。国から譲与を受けた際の資料としては、公図に法定外公共物が着色された台帳が提供されただけである。

市内全域に及ぶ膨大な法定外公共物は、路線延長や幅員も含め把握に至らず官民境界が確定し現地を特定できる法定外公共物は限られている。

法定外公共物と民地の境界確定については、隣接土地所有者からの申請によりその都度実施されており、その際の費用については申請者の負担としている。このことは、請求者からの相談の度に説明を行っている。

当該請求地である法定外公共物（道路）と隣接する太田市○○町○○番は、官民境界が確定されておらず土地の形状や杭の位置等を記した地積測量図の取得を令和4年5月18日法務局へ申請するも備え付けられていないとのことで取得できなかった。このことから官民境界を示した公的な書類は存在しない。

当該請求地では剪定枝らしき枯木を確認できるが、境界確定がされていない以上、法定外公共物（道路）が不法占有されているかどうかは不明であり法定外公共物（道路）が私人に占有されている確証は無いため請求は否認する。

（2）不法占拠に対しての管理状況

本件についての経緯は下表のとおり

No.	日付	手法	主な対応内容	対応者
1	R4.5.16	面談	請求者は、国土調査実施の成果データの有無の確認を行なったが、昭和56年に実施したデータがないため復元は不可と農村整備課より説明を受ける。	農村整備課 担当者
2	R5.10.3	面談	請求者から当該地に置かれている作物やゴミによって通行に支障をきたすとの訴えがあった。原因者へ指導するが、あくまで原因者が対応すべきものであると回答。	道路整備課 長 係長

3	R5. 10. 13	面談	請求者が国土調査に関する説明を受ける。	農村整備課 担当
4	R5. 10. 26	会議	請求者から自身の耕作地まで境界不明により幅員狭く トラクターの導線が確保できないと相談が寄せられた。 関係課を参考し、情報の共有と対応の可否について協議 を行った。農業政策課から当該地に隣接する土地の所有 者へ連絡をすることとした。	4 部署の係 長・担当
5	R6. 1. 18	面談	請求者から当課へ公費での境界の確定を求められた。測 量は境界を確定させたい者の負担で行うのが一般的で あると説明し、境界の筆界特定制度も案内する。請求者 が納得しなかったため沿線地権者と隣接3地区の区長を 参考し、通行空間の確認を実施することとした。(No.6 の 対応となる)	道路整備課 長・係長
6	R6. 4. 23	現地	境界の確定作業でないことを前提とし、沿線地権者 8 名 中 6 名と区長 3 名 (○○、○○、○○) が出席のもと立 会実施。 ※請求者は出席しているが、占有者とされる者は欠席	道路整備課 長・係長・担 当
7	R6. 5. 10	面談	請求者から当該地に置かれている剪定枝等を移動させ るよう指導して欲しいとの要望があり。占有者へお願い はすると回答。 同日、占有者宅を訪問し、前述の事項についてお願いを すると境界が確定していて当該地に出てることが分 かれば移動せるとの回答があった。 ※過去に○○があるため○○と発言あり	道路整備課 係長・担当
8	R6. 5. 14	電話	請求者からの相談を受けた○○より、当該地における不 法投棄の連絡を受ける。	道路整備課 長
9	R6. 5. 24	面談	請求者が監査委員事務局を訪れ、住民監査請求の手続等 について説明を受ける。その後、監査委員事務局より本 件について状況説明を求められたため概略を説明した	道路整備課 係長・担当
10	R6. 6. 3	面談	顧問弁護士に本件の概略と対応状況を説明し、以下の 5 点について確認を行った ① 占有者と思われる者へ依頼した日時やその内容 について請求者に伝達する必要があるのか? → 請求者の財産に影響がないこと、当該地に物を置 いたとされる者と市で解決する話なので伝達す る義務はない ② 境界確定していない中で撤去するよう指導でき るのか?	顧問弁護士 道路整備課 係長・担当

			<p>→ 根拠がないことから指導は出来ない。また、請求者からの要望により市が撤去する義務は生じない。</p> <p>③ 行政負担で境界確定を実施しなければならないのか？</p> <p>→ 個人でも民事での境界確定のための裁判や法務局に申請する筆界特定の請求という手段もあることから市の負担で境界確定をする必要があるとは言えない</p> <p>④ 越境していると思われる物が原因で第3者の身体・財産に被害が生じた場合に誰が原因者となるか？</p> <p>→ 明らかに危険な物であると認識しているながら指導していない場合は市も責任を負う可能性もあるが、剪定枝等であることや、移動するよう依頼していることを考えると物を置いた人になるとと思われる</p> <p>⑤ これまでの対応で十分といえるのか？</p> <p>→ 官民境界が確定していないので妥当でないとはいえない</p>	
11	R7.1.21	文書	請求者より、「市長への手紙（No.○○）」が提出される。回答書で境界の筆界特定制度を案内する。	道路整備課係長
12	R7.4.8	電話	請求者より、課長同席のもと市長に本件について話をさせて欲しいとの依頼があったが、請求者と課長及び係長の面談対応で合意する。	道路整備課係長
13	R7.4.15	電話	請求者へ連絡し、市の都合により日程変更及び面会時間を1時間としたいと依頼するも断られる。	道路整備課係長
14	R7.4.28	面談	請求者が来庁し都市政策部長と直接市長への面談を依頼。同年5月7日午前10時より面談時間を1時間とし、都市政策部長が対応することとした。	都市政策部長
15	R7.5.7	面談	請求者との面談。支障となる法定外公共物（道路）の占有物を処分し、○○町○○地の生垣の剪定をするためのスペースの確保を要望された。	都市政策部長

※令和6年6月より、おおむね毎月現地へ行き該当地を含む周辺の写真を下記の日付により撮影し状況を継続的に把握している。

○R6. 6/19, 7/30, 8/27, 9/25, 10/22, 11/26 (6回)

○R7. 1/28, 2/27, 3/26, 4/30, 6/6, 7/14, 8/29, 9/26, 10/22, 11/27 (10回)

※いずれの撮影時にも大きな状態の変化は確認できない。また、撮影時には占有者宅を訪問

し引き続きお願いをしている。

前述のとおり、請求者への対応と法定外公共物（道路）を不当に管理を怠っているという事実は無く、それを放置している事実もないため請求を否認する。

※表中No.13 の日付については、正しくは R7. 4. 14 であることを確認した。

6 現地の確認

令和7年12月19日、監査委員は現地を調査し、請求人の示す赤道に係る現況確認を行った。

第5 監査の結果

1 主文

本件請求を棄却する。

2 理由

（1）認定事実

本件請求に関し、請求人及び道路整備課から提出された資料、陳述及び内容聴取、監査委員の現地調査に基づき、次に掲げる事実を確認した。（以下、「法定外公共物（道路）」を「赤道」という。）

- ア 本件赤道は、平成12年4月1日に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」により、「国有財産特別措置法」の一部が改正され、国から市町村へ譲与されることとなったものである。
- イ 本件赤道は、平成16年9月30日付けで関東財務局前橋財務事務所長との間で国有財産譲与契約が締結され、市の所有となった。
- ウ 本件赤道の管理者は、太田市である。
- エ 本件赤道が国から譲与された際の資料としては、公図上に法定外公共物が着色された台帳が提供された程度であり、官民境界を示した公的な書類は存在しない。
- オ 道路整備課において、市内全域に及ぶ膨大な法定外公共物について、延長や幅員も含め全ての現状把握には至っていない。法定外公共物の境界確定については、市では確定が必要な人からの申請によりその都度実施し、その際の費用については申請者の負担としている。
- カ 本件赤道について、請求人は平成27年から道路整備課に相談しており、面談や電話での対応の状況について、弁明書及び関係職員の内容聴取から確認した。
- キ 令和6年5月10日、道路整備課は本件赤道の占有者とされている者へ、剪定枝の移動について協力依頼を行った。
- ク 令和6年6月より、道路整備課がおおむね毎月現地へ行き、該当地を含む周辺の写真を撮影して、状況を継続的に把握している。

ケ 令和7年12月19日時点の監査委員による現地調査では、本件赤道付近に請求人の示す剪定枝が存在していた。

（2）監査委員の判断

まず、本件赤道が占有されている事実について述べる。

国有財産特別措置法第5条第1項第5号により、本件赤道は平成16年9月30日に国から譲与されており、本件請求に係る〇〇町〇〇番及び同〇〇番と隣接する赤道は、所有者である市と隣接した両民有地の所有者の同意がなされておらず、官民境界が確定されていない状態である。

また、占有者とされている者による本件赤道の耕作や不法投棄については、請求人が自己の敷地内に生えているとする樹木の北側に剪定枝が残置されていることは確認できたが、前述のとおり当該箇所は官民境界が確定されていないことから、現状では剪定枝が残置されている箇所が赤道上であるかどうかを確認することができない。

以上のことから、本件赤道が占有されているということには確証がないと言える。

次に、請求人の言う「法定外公共物（道路）を違法かつ不当に管理を怠っている」事実について述べる。

請求の根拠となる地方自治法第242条第1項では、住民は、地方公共団体に違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実があると認めるときは、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨の規定がある。

「財産の管理を怠る事実」については、昭和38年12月19日付け自治省行政課長通知では「公有財産を不法に占用されているにもかかわらず何らの是正措置を講じない場合等をいう。」とされ、また、平成20年5月14日横浜地方裁判所判決では、「普通地方公共団体の執行機関は、公有財産たる土地（地方自治法238条1項1号）が第三者に占有され、時効取得等によってその財産的価値を減少するおそれが生じている場合には、これを阻止する義務を負い、これを行わないことが、不法占有開始の事情、交渉の経緯、放置期間の長さなどの諸要素を総合的に考慮し、当該執行機関の裁量権の逸脱又は濫用と認められる場合には、地方自治法242条1項所定の財産管理を違法に怠る事実に該当するものと解することができる。」とされている。

本件請求においては、令和6年6月からおおむね毎月現地確認を行っており、継続して状況を把握していること、占有者とされている者に対し環境整備を依頼するなど、問題解決に向けて対応をとっていることから、違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実があるとは認められない。

（3）根拠法令等

- ・国有財産特別措置法第5条第1項第5号
- ・地方自治法第238条第1項第1号
- ・地方自治法第242条第1項

- ・昭和38年12月19日付け自治省行政課長通知
- ・平成20年5月14日横浜地方裁判所判決

3 結論

以上のことから、本件請求には理由がないので、主文のとおり決定する。

第6 意見

監査の結果については以上のとおりであるが、次のとおり意見を付記する。

市は、平成27年に請求人から相談がされて以降、問題の解決に向け対応を行っていることは理解した。しかしながら、今回の監査では、関係者との調整及び連絡等に関する市の対応について、必ずしも十分とは言えない点も認められた。

一例を示すと、請求人は陳述において、「市へ相談や要望をしても、約束したことは守られず、対応の状況等についても、数か月後にこちらから問い合わせをするまで何の連絡もない」といった旨の発言を何度もしている。この主張に対し市は、「早く解決してほしいという相手方の気持ちを理解しているが、我々に与えられた権限の中で、できる限りの対応をしてきた」と回答している。このような行き違いが、請求人が本監査請求に至った要因の一つとも考えられる。市民からの相談や要望に対しては、約束が変更になった場合はもちろんのこと、適時適切に連絡をとることが必要である。

担当部局においては、業務の遂行に当たり、市民との信頼関係を損ねることのないよう取り組まれることを要望する。

また、赤道の維持管理については、その数の多さや境界をめぐる認識の違いなど種々の問題があることであるが、境界確定をせずとも、利用する関係人同士で互いに「道」があることを前提として、それぞれの所有する土地の耕作や道の利用を行ってもらうことが、測量にかかる経費や時間等もかからず、維持管理をするうえでの現実的な手法ではないかと考える。

その上で、赤道の境界や維持管理等について、現在定められている「太田市公共物使用等に関する条例」等の関係規程を調査研究することにより、赤道に関する問題が一つでも減ることを希望する。

令和8年1月21日 太田市監査委員 長瀬 裕一
太田市監査委員 矢部 伸幸